

社会保険労務士法人

# 富労務管理事務所便り

連絡先：〒374-0027  
群馬県館林市富士見町5番30号  
電話：0276-72-2366  
FAX：0276-70-1069  
e-mail：tomi-roumu@krc.biglobe.ne.jp



## 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

### ◆全国加重平均は1,118円、上昇額は過去最高

10月の改定に向けて議論されている最低賃金について、令和7年8月4日に開催された第71回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。

目安通りに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,118円で、全国加重平均の上昇額は63円(昨年度は51円)となります。これは昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となり、引上げ率は6.0%(昨年度は5.1%)となります。

### ◆全都道府県で1,000円超えに

今後は、この目安を参考に、各地方最低賃金審議会で、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ、答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。今年度は、この目安通りに引上げが行われれば、すべての都道府県で最低賃金が1,000円を超えることになります。

### ◆賃上げへの対応を

政府は、最低賃金を2020年代に全国平均で1,500円にするという目標を掲げており、近年、最低賃金については大幅な引上げが実施されているところです。

企業が賃上げを実施できるような環境づくり

のため、生産性向上の支援として、各種の助成金等の拡充や、経営支援の強化が見込まれます。企業においては、このような国の支援策も確認しつつ、今後も続く賃上げの波に向けて、自社における影響やその対策については十分に検討していきたいところです。

【厚生労働省「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60788.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html)

## 9月からマイナ保険証がスマホでも利用できるようになります

現在、マイナンバーカードの保有者は、アプリのダウンロードによりマイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できますが、9月よりマイナ保険証の機能が搭載され、機器の準備が整った医療機関等で利用できるようになります。

### ◆マイナ保険証をスマホで使うには？

マイナンバーカードをスマートフォンで使うためには、マイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。そして、下記を準備しなければなりません。

- ・実物のマイナンバーカード
- ・券面入力用暗証番号(数字4桁)※iPhoneのみ
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード(市町村窓口で設定した英数字6桁～16桁)

マイナポータルアプリからマイナンバーカードをスマートフォンにかざして読み取ると、ログインが完了します。ログイン後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。

次に、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載します。詳細は下記デジタル庁のWebサイトを確認してください。

●デジタル庁「スマートフォンのマイナンバーカード」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smартphone-certification>

◆受付時の操作

医療機関等での受付方法は、マイナ保険証で受付をする際と同様に、顔認証付きカードリーダーを使います。受付画面で該当する端末を選択し、端末で本人認証を行い、スマートフォンが搭載されたマイナ保険証をスマホ用の汎用カードリーダーにかざすと、同意情報の入力に進みます。

◆従来の健康保険証はいつまで使えるか？

なお、従来の健康保険証は、マイナ保険証への移行に伴い、順次有効期限（最長で今年の12月1日）を迎えます。そのため、マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の利用登録をしていない人には、健康保険組合や自治体から「資格確認書」が交付されます（後期高齢者医療制度に加入の人や、新たに加入される人等は令和8年7月末までの暫定措置としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず交付）。これを医療機関の窓口に提示すれば、これまでと同様に保険診療を受けることができます。

【厚生労働省「9月からマイナ保険証がスマホでも使えます】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001507615.pdf>

【厚生労働省「資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合の受診方法）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_45470.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html)

「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されています

8月29日、国税庁は「令和7年分 年末調整のしかた」（全58ページ）を公表しました。「I 昨年と比べて変わった点（基礎控除の見直し等）」では、次の3つを挙げています。

1 所得税の基礎控除の見直し等

- (1)基礎控除の見直し
- (2)給与所得控除の見直し
- (3)特定親族特別控除の創設
- (4)扶養親族等の所得要件の改正

2 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除

3 令和8年から変わる事項

- (1)扶養控除等申告書の記載事項の変更
- (2)扶養親族等の数の算定方法の変更
- (3)源泉徴収税額表の改正

9月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕

30日

- 個人事業税の納付〔第1期分〕〔郵便局または銀行〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付〔第2期分〕〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）〔雇入れ・離職の翌月末日〕〔公共職業安定所〕